

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料(付加保険料を含む)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

昭和52年4月に国民年金に加入し、将来を考え、61年4月に第3号被保険者になるまでの間、付加保険料も併せ、国民年金保険料を納付してきた。転居や出産で大変な時期でも、必ず保険料を納付しており、途中で止めた記憶が無いため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月、国民年金に任意加入し、申立期間以外に未納期間は無く、国民年金保険料の納付に遅れも見られない。

また、申立人は、国民年金に任意加入してから申立期間直前まで付加保険料も納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、住所変更や種別変更の手続も適切に行っている。

さらに、申立期間当時、申立人の生活に大きな変化は無く、国民年金保険料の納付が経済的に困難な状況であったとは考えられず、申立人が申立期間に係る保険料を納付しなかったとする合理的理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む)を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 7 月から 45 年 2 月まで
②昭和 60 年 3 月

申立期間①について、結婚、出産、会社退社と慌ただしい時期だったが、厚生年金保険から国民年金への切替手続はしたはずであり、私の性分から国民年金保険料を納付していたと思っているので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、当時、私は銀行から国民年金保険料を納付しており、申立期間前後は納付済みであるのに、この 1 か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和 45 年 3 月 2 日に発行され、申立人の国民年金被保険者資格の取得日も同日となっている上、44 年 4 月から 45 年 2 月までの検認記録欄には「納付不要」と押印されており、申立期間は未加入期間であったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 45 年 2 月ごろであり、資格取得日からみて不自然ではないほか、申立期間①当時、申立人は任意加入対象者であるため、資格取得手続を行ったとみられる同年 3 月の時点では^{さかのぼ}遡って国民年金保険料を納付することはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがわれない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、納付状況は不明である。

2 申立期間②は 1 か月と短期間であり、申立人は昭和 45 年 3 月に国民年金

に任意加入して以降、申立期間以外に未納は無い。

また、申立期間②前後の 192 か月分の国民年金保険料は納付済みであり、保険料の納付に遅れもみられない。

さらに、申立期間②当時、国民年金保険料の納付が困難であったような事情も見受けられず、申立期間②の保険料を納付しなかったとする合理的理由は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和18年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年1月から同年3月まで

私は、婚姻後に20歳を迎え、義父が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、義父が納付組織を通して納付しており、一緒に納付していた夫は納付済みなのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間以降に国民年金保険料の未納が無く、申立人の夫は、国民年金制度発足時から満60歳に到達するまで保険料をすべて納付している上、申立人及びその夫は多くの期間にわたり保険料を前納しており、納付意識の高かったことがうかがえる。

また、国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は既に他界し、証言を得ることはできないが、申立人は申立期間当時の納付組織による集金の実態を克明に記憶しており、納付組織関係者の証言と合致することから、その主張は信憑性^{ひょうせい}が高いと言える。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和39年6月ごろ）から、申立人は1年度分の過年度納付をしていると考えられるが、申立人が居住していた自治体は過年度納付書を発行しており、20歳までさかのぼって1年3か月分の保険料を一括納付することができたにもかかわらず、1年分のみを納付し、3か月分を納付しなかったことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月21日から同年9月1日まで

昭和54年9月1日付けでA事業所B支店から本社に異動した。その際に厚生年金被保険者期間が1か月間欠落している。この間も在籍し、継続して勤務していたことから、保険料の控除は当然されているものと思われるため、年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、在籍証明書及び健康保険組合の加入記録などから判断すると、申立人は、A事業所B支店に継続して勤務し（昭和54年9月1日にA事業所B支店からA事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支店における社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は在籍証明書に記載された異動日が正確でありA事業所B支店の資格喪失日に誤記があったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立てに係る昭和54年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月から47年1月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を45年5月2日、資格喪失日に係る記録を47年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については45年5月から同年8月までは2万6,000円、同年9月から同年11月までは3万6,000円、同年12月から47年1月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から47年2月まで

A事業所の事業主である父の体調不良によりA事業所に勤務した。上記期間の源泉徴収票及びA事業所が管理する所得税源泉徴収簿を所持しているため、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が管理する所得税源泉徴収簿、B市役所が発行した納税義務者別特別徴収税額、申立人が所持する源泉徴収票、及び申立期間当時に被保険者となっていた同僚の証言などから判断すると、申立人は、申立てに係るA事業所に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和45年5月から47年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿及び源泉徴収票から、昭和45年5月から同年8月までは2万6,000円、同年9月から同年11月までは3万6,000円、同年12月から47年1月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、仮に、事業主から

申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 45 年 5 月から 47 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 44 年 5 月から 45 年 4 月までの期間及び 47 年 2 月については、44 年の所得税源泉徴収簿に記載された総支給額・社会保険料控除額・税額は、46 年の納税義務者別特別徴収税額及び 45 年の源泉徴収票のそれぞれの項目と同額であり、A 事業所の事務担当者から、「44 年の所得税源泉徴収簿の用紙に 45 年の記載を行ったと思われる。」との証言を得た。

また、商業登記簿謄本から、A 事業所は昭和 45 年 5 月 2 日に成立の登記を行っている。

さらに、A 事業所は翌月控除であったとしていることから、昭和 47 年 2 月の給与を確認したが、同月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和 44 年 5 月から 45 年 4 月までの期間及び 47 年 2 月において、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 6 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで
②平成元年 6 月から同年 11 月まで

申立期間①は、20 歳になれば当然国民年金に加入し、学生の間は親が国民年金保険料を納付する義務があると母親と話し合い、母親が納付書で納付してくれていた。

申立期間②は、共済組合を脱退してからアルバイト代で国民年金保険料と国民健康保険料の両方を納付しており、大変だったことを覚えている。

そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①における国民年金の加入手続について、申立人は当初成人式の祝い事の一環として学生期間中に居住していた市で国民年金に加入したとしていたが、その後 20 歳前に実家がある市で加入したと変遷し、国民年金の納付については、当初その母親が納めていたと述べていたが、その後郵便局で申立人の母親の口座から貯金を下ろして納付した、郵便局で自分名義の口座を開設して納付した等主張が変遷しており、当時の状況が定かでない。

また、郵便局に照会したところ、申立期間当時、申立人に係る通常貯金口座は存在していなかったことが確認されている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 5 月ごろに払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、申立人が「初めて被保険者となった日」欄に 2 年 3 月 23 日と記載され、これ以降、申立人は未納無く国民年金保険料を納付し続けていることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続をしたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間②について、申立人は当初自分で国民年金と国民健康保険に加入し、一緒に保険料を納付していたと述べていたが、申立人が申立期間②当時、国民健康保険に加入していた記録は見当たらず、また後日、国民健康保険については父親の健康保険の被扶養者であったと主張が変遷するなど、申立期間②に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が定かでない。

そのほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は未加入期間となるが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、通帳等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から59年3月まで

私は、昭和51年10月に勤め先を退職し、実家の家業に就き、しばらくの間は国民年金に加入していなかったが、数年後に母親が加入手続をし、その際将来の受給資格期間を満たすため、さかのぼって国民年金保険料を一括納付した。加入手続の際に受給要件を満たすため一括納付が必要であるとの説明を受けたことは間違いなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月22日に払い出され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えられるが、この時点で申立期間は時効により、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は、既に他界しており、状況確認ができないため、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が居住していた市では、現年度分以外の保険料の収納を行っておらず、特例納付期間でもないため、社会保険事務所でも2年を超える過年度の納付書を発行することは考えにくく、加入時に90か月分の保険料を一括納付したとする申立人の記憶は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年3月まで
会社退職後に社会保険事務所や市役所に出向いて種々手続した際に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと思う。

また、当時は退職金があり、アルバイト等もしていたので、国民年金保険料が納付できないような経済状況ではなく、両親は将来の保障に強い関心があり、私たちもそのように教育されていたので、申立期間の保険料を納付していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の昭和46年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、その加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、状況は不明である。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和46年9月に国民年金に加入した場合、申立人の資格取得日は46年9月とされるのが自然であるが、申立人の所持している国民年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は満20歳に到達した日とされているなど、申立人が退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったことがうかがえない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に払い出され、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえず、51年4月以降の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人は加入手続を行った昭和51年度の現年度保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることができない。

また、申立期間のうち、昭和36年11月から38年12月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から同年10月まで
②昭和36年11月から38年12月まで

国民の義務として国民年金制度開始当初から国民年金保険料を納付し続けてきた。昭和36年11月からは免除申請したが、それまでは区の職員の集金を通じて、保険料を納付していたので、申立期間①及び②について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、区の職員が毎月国民年金保険料の集金に来ており、保険料を納付した際、その職員から領収書もらったと述べているが、申立人が当時居住していた区の広報紙から、同区の保険料の収納方法は、国民年金印紙を国民年金手帳にはり検認を受けるもので、現金での保険料の収納や領収書の発行を行っていないことが確認でき、申立人の主張と齟齬がある。

また、申立人は同居していたその姉と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の姉も申立期間①に係る国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

2 申立期間②について、申立人は入院していた病院で免除制度を教えてもらい、申立人の姉が区役所に行き、免除申請したと述べているが、申立期間②

に係る免除申請についてのその姉の記憶は曖昧^{あいまい}であり、状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の表紙には、昭和39年1月から40年3月まで申請免除のメモがあり、これは現在の納付記録と齟齬^{そご}が無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和36年11月から38年12月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年12月までの期間及び11年6月から14年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成5年12月から6年12月まで
②平成11年6月から14年8月まで

私は、仕事を辞めた平成5年12月ごろ、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。役場では、これらの手続を一緒にすることを指導していたはずであり、どちらか一方の手続をしないことは考えられない。妻の種別変更手続についても私が行い、国民年金保険料も妻の分と一緒に金融機関で毎月納付していたはずである。そのため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立期間以外にも未加入期間が多数あり、国民年金手帳記号番号を取得した形跡が見受けられず、現在所持している年金手帳には、申立人が厚生年金保険に加入していた期間に取得した基礎年金番号のみが記載されている。

また、申立人が「申立期間に係る国民年金保険料を記載した」と主張するメモに記載された、平成5年12月から6年3月までの保険料についての保険料額は、実際の金額と相違している。

さらに、申立期間②については、申立人は既に60歳に到達しているため、制度上国民年金の加入義務は無く、申立人にも任意加入の手続を行った記憶は無い。

加えて、税務署に照会したところ、保管期限上確認が可能な確定申告書には、申立人の国民年金保険料に係る記載が無く、申立人の妻についてのみ保険料が控除されていたことが確認できる。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から47年12月まで

昭和33年4月に会社に勤め始めたが、同年12月に障害年金を受給したため、年金については人一倍関心が高く、有り難さを感じていた。43年1月から個人商店で働くようになり、妻が私の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。当時は居住地区の班長が自宅に毎月国民年金保険料を集金に来ており、妻と一緒に納付していたはずである。そのため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時、班長として集合徴収を行い、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の両親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人の妻については、昭和43年8月に国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳が交付されているものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらない。

さらに、申立人は「妻と一緒に国民年金の加入手続をした。」としているものの、申立人及びその妻は、申立期間当時、国民年金の加入手続をした場合に申立人に交付されるはずである国民年金手帳を見た記憶が無い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から61年3月まで

私は、昭和61年に国民年金の加入手続をしたところ、市の職員から「高齢被保険者資格記録照会回答票」に手書きで記載されている52年から61年までの未納分の国民年金保険料(36万9,200円)を納付しなさいと言われ、信用金庫を通して納付したため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に会社を退職した時点で既に厚生年金の受給資格を満たしているため、申立期間は任意加入期間であり、申立人は制度改正により強制適用されることとなった61年4月以降の国民年金保険料を納付している。

また、申立人は「国民年金の加入手続をしたのは昭和61年以降だった。」と述べており、申立人の国民年金手帳記号番号は63年1月ごろに払い出されていることから、この時点で、申立期間は任意加入期間であり、制度上、さかのぼって資格を取得し、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が納付したと主張する金額(36万9,200円)は、納付すべき国民年金保険料額ではなく、これまでの厚生年金保険の加入実績に基づき「高齢被保険者資格記録照会回答票」を作成した時点で算出した将来申立人が受給できる基礎年金の額であることから、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された時期に、時効とならなかった昭和61年4月からの国民年金保険料(15万1,800円)をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年4月までの期間、53年12月から54年2月までの期間及び平成6年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年9月から50年4月まで
②昭和53年12月から54年2月まで
③平成6年12月から7年3月まで

大学生の時、母親から何度か国民年金や生命保険の保険料を納付している話を聞いたことがあり、姉がその時のことを覚えていると思う。私は国民健康保険に加入しており、国民年金と一対であると思うので、どちらかに加入しないことは考えられないため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これをしたとされる申立人の母親は既に他界しており、申立人の姉からも証言を得られないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は申立期間①及び②のころに国民年金手帳を見た記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出月及び申立人が所持している国民年金手帳の発行月は昭和58年3月であり、同年2月から国民年金保険料を納付していることから、このころ加入手続をしたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成8年1月に国民年金に再加入し、9年12月に時効の範囲で納付が可能な8年1月までの期間の保険料を過年度納付していることから、この時点で、申立期間③に係る国民年金保険料は時効のため納付することができなかつたと考えられる。

加えて、申立人が居住していた複数の市における国民年金の記録では、申立人は申立期間のすべての期間が未加入となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

そのほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から45年3月まで

私は、昭和46年11月ごろ夫と一緒に市役所で、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その際、市役所職員に勧められ、市役所内の銀行窓口で未納分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。

一緒に納付した夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、75か月と長期間である。

また、申立期間に係る保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫の記憶も曖昧であり、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号の払出状況から、申立内容とほぼ一致する昭和46年10月ごろに国民年金に加入したと推認され、申立人の夫はその当時実施されていた第1回特例納付により43年1月にさかのぼって保険料を納付している（その後、第2回特例納付により昭和36年4月にさかのぼって納付している）が、46年10月時点で申立人の夫は特例納付によらなければ老齢年金の受給権を満たせなかった（昭和43年1月から60歳到達前月までの期間で300か月となる）のに対し、申立人はそのような状況に無く、申立人の夫は受給権を取得することを考慮に入れて特例納付をしたと考えても不自然ではなく、これによって申立人夫婦の納付期間に差異が生じた可能性がうかがえる。

加えて、申立人には、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

昭和57年ごろ25年分の国民年金保険料を納付しないと、年金がもらえないとの話を聞き、国民年金に加入した。保険料を納付する年数が少ないので、市の情報誌で知った付加年金を上乗せして納付したので、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は51か月と長期間である。

また、申立人は、自ら市役所で、国民年金に任意加入すると同時に付加年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間に係る国民年金付加保険料額や納付期間について申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る付加保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が居住している市役所保有の国民年金被保険者名簿にも、申立期間に係る付加年金の加入記録は見当たらないことから、付加保険料を含めた納付書が発行されることは無かったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

当時、町内の人々に勧められて国民年金に加入し、町内の人々が国民年金保険料の集金に来てくれていた。初めは100円ぐらい納付していた記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料納付についても、誰が納付をしてくれたか特定できないほか、申立人の両親及びその夫から聴取することはできないため、加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、そのころ申立人及びその夫は国民年金の加入手続を行い、36年4月に^{さかのぼ}遡って国民年金被保険者資格を取得したと推測され、その時点で申立期間の一部は既に時効である上、申立人は^{さかのぼ}遡って保険料を納付したことは無いと述べており、申立人の夫も申立期間は未納である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年2月ごろ、町役場の職員の説明を聞いて、すぐに国民年金に加入し、納税組合に国民年金保険料を納付してきた。国民年金に加入した時のことは鮮明に記憶しており、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、60か月と長期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月12日に払い出され、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入し、資格取得日を41年4月1日としたと考えられ、申立期間は未加入期間となり国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする納税組合は、税金や保険料等を3か月ごとに徴収しており、長期にわたって申立人の納付記録が漏れることは考えにくい。

加えて、申立人は、申立期間当時、交付された国民年金手帳についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から同年12月まで

昭和59年2月ごろ退職し、市役所で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金に加入するよう言われ、国民年金に加入手続した。国民年金保険料は社会保険事務所に納付した。

何回か国民年金に加入していない時期はあるが、申立期間のように10か月も保険料を納めていないはずはないので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、現年度分の国民年金保険料は市役所が徴収しており、現年度分の保険料を社会保険事務所に納付したとする申立人の主張は不自然である上、申立人が記憶している保険料額も当時の保険料額と相違している。

また、申立人は、申立期間直後の昭和60年5月に国民健康保健の資格を取得しており、申立人の供述と異なる。

さらに、申立人が居住している市の被保険者名簿に、申立人の氏名、国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人は国民年金に加入していなかったと推測される。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年2月まで

20歳到達後に、市役所から国民年金の加入勧奨があり、当時専門学校の学生であったが、国民年金に加入した。市役所の担当者から国民年金保険料を納付するよう電話があり、母親が保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年12月20日に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないため、申立期間は未加入期間となる。

また、申立人は20歳到達時、専門学校に在籍しており、その旨を20歳到達時の加入勧奨往復はがきで返信したものの、再度、市役所から任意加入者である申立人に電話で加入勧奨が行われることは不自然である。

さらに、申立人が記憶する国民年金保険料額は申立期間当時の保険料額と相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月ごろから28年4月4日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、入社当初から昭和28年4月4日までの期間については厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当時、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号60番（昭和25年9月1日取得）から、申立人が同事業所で資格取得した際の健康保険番号150番の直近である、健康保険番号149番（昭和28年4月2日取得）までの被保険者を調査したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、A事業所は昭和42年6月29日に全喪しているため、商業登記簿に記載されている役員の一に照会したところ、「申立期間当時、A事業所の代表者であった、父及び兄は既に死亡しており、A事業所に係る給与明細書等の書類は全て廃棄されている。」としており、申立期間における保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和28年5月1日から33年4月7日まで
②昭和33年9月25日から39年1月11日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、上記申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、当該申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年4月28日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 10 月 26 日から同年 12 月 26 日まで
②昭和 46 年 1 月 4 日から 49 年 1 月 8 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、上記申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられ、事業所名の欄には申立期間の最終事業所の名称の印が押印されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき当該事業所が脱退手当金を代理請求した可能性がある。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 49 年 2 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。